

不正請求事例の厚生労働省への報告及び情報提供の手順について

1. 保険者等から都道府県への報告

保険者等において、不正請求事例が判明した場合は、速やかに、様式1-1（後期高齢者医療広域連合にあつては様式1-2）に必要事項を記載して都道府県に送付するとともに、送付した旨の連絡を行うこと。

なお、必要事項の記載に当たっては、個人名を伏せるなど、個人情報の取扱いに留意すること。

（注）不正請求事例が判明した場合とは、第1の3（2）により、不正請求として不支給決定を行った場合や、過去に行った支給決定が不正請求によるものであったことが判明した場合とする。

2. 都道府県から厚生労働省への報告

都道府県において、保険者等から不正請求事例の報告を受けた場合は、速やかに、様式2-1（後期高齢者医療担当部局にあつては様式2-2）に必要事項を記載して厚生労働省保険局国民健康保険課指導調査係又は高齢者医療課企画法令係に送付するとともに、送付した旨の連絡を行うこと。

3. 不正請求事例の情報提供

厚生労働省保険局国民健康保険課又は高齢者医療課において、都道府県から不正請求事例の報告を受けた都度、様式3-1又は様式3-2により各都道府県及び地方厚生(支)局の担当部局に当該事例の情報提供を行うこと。

厚生労働省から当該事例の情報提供を受けた各都道府県は、管下の保険者等に当該事例の情報提供を行うこと。

平成 年 月 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 御中市区町村
国民健康保険担当課

平成 年 月 日に海外療養費に係る不正請求事例が判明したため、以下のとおり報告します。

申請年月日	申請額	支給額 (支給済のとき)	療養を受けた とされる年月	療養を受けた とされる国名	申請者の国籍	不正請求事例が判明した経緯等
年 月 日						

平成 年 月 日

都道府県民生主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 御中

後期高齢者医療広域連合

平成 年 月 日に海外療養費に係る不正請求事例が判明したため、以下のとおり報告します。

申請年月日	申請額	支給額 (支給済のとき)	療養を受けた とされる年月	療養を受けた とされる国名	申請者の国籍	不正請求事例が判明した経緯等
年 月 日						

平成 年 月 日

厚生労働省保険局国民健康保険課
指導調査係 御中都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長

平成 年 月 日に当都道府県宛に報告された海外療養費に係る不正請求事例について報告します。

申請年月日	申請額	支給額 (支給済のとき)	療養を受けた とされる年月	療養を受けた とされる国名	申請者の国籍	不正請求事例が判明した 経緯等
年 月 日			年 月			
年 月 日			年 月			
年 月 日			年 月			
年 月 日			年 月			

平成 年 月 日

厚生労働省保険局高齢者医療課
企画法令係 御中都道府県民生主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

平成 年 月 日に当都道府県宛に報告された海外療養費に係る不正請求事例について報告します。

申請年月日	申請額	支給額 (支給済のとき)	療養を受けた とされる年月	療養を受けた とされる国名	申請者の国籍	不正請求事例が判明した 経緯等
年 月 日			年 月			
年 月 日			年 月			
年 月 日			年 月			
年 月 日			年 月			

平成 年 月 日

都道府県民生主管部(局)
 国民健康保険主管課(部)長
 地方厚生(支)局国民健康保険主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
 指導調査係

平成 年 月 日に当係宛に報告された海外療養費に係る不正請求事例について情報提供します。

都道府県名	申請年月日	申請額	支給額 (支給済のとき)	療養を受けた とされる年月	療養を受けた とされる国名	申請者の国籍	不正請求事例が判明した 経緯等
	年 月 日			年 月			
	年 月 日			年 月			
	年 月 日			年 月			
	年 月 日			年 月			

平成 年 月 日

都道府県民生主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長
地方厚生(支)局後期高齢者医療主管課 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課
企画法令係

平成 年 月 日に当係宛に報告された海外療養費に係る不正請求事例について情報提供します。

都道府県名	申請年月日	申請額	支給額 (支給済のとき)	療養を受けた とされる年月	療養を受けた とされる国名	申請者の国籍	不正請求事例が判明した 経緯等
	年 月 日			年 月			
	年 月 日			年 月			
	年 月 日			年 月			
	年 月 日			年 月			